

ペイオフ解禁の実施にあたっての所感 (閣議後大臣記者会見冒頭発言要旨)

1. 本日より、預金等定額保護（元本1千万円までとその利息の保護）の範囲が定期性預金から普通預金や別段預金にまで拡大し、これをもって、決済用預金を除く全ての預金について、預金等全額保護の特例措置が終了することとなる。
2. 預金等全額保護は、金融危機対応のための臨時異例の措置として平成8年6月から平成14年3月まで講じられ、平成14年4月には、定期性預金について全額保護が終了した。一方、普通預金等については、本年3月まで全額保護が継続されてきたところである。

金融行政においては、その間に、構造改革の一環として不良債権問題の正常化に取り組み、また少額預金者の保護制度とは別に決済機能の安定確保のための制度を整えるなど、ペイオフ解禁の実施に向けた準備を行ってきたところである。
3. 今後は、金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組むこととなり、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けが中心となり、行政による規律付けは補完的な役割に移行することとなる。

また、預金者にとっても、自らの判断と責任において金融商品や金融機関を選択することとなり、いわば金融機関が預金者の選択と信頼を競い合う新たな時代を迎えたことを意味する。
4. こうした「選択と信頼」を基盤とする金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮していくよう、金融行政としても、引き続き、効果的かつ効率的な検査・監督の実施に努めるなど、適切にその役割を果たしていく所存である。

預金等の保護範囲について

		平成8年6月 ～平成14年3月	平成14年4月 ～平成17年3月	平成17年4月～
預金 保険の 対象 商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	合算して元本1,000万円(※2) までとその利息等(※3)を保護 (1,000万円を越える部分は、破たん金融機 関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)	利息がつかない等の 要件を満たす預金 (※1)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等			
対象 外 商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等		保護対象外 (破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。))	

(※1) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(※2) 当分の間、金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額になります(例えば、2行合併の場合は、2,000万円)。

(※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

○ 預金保険の対象となるもの

預金保険の対象となるもの	預金保険の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金(右の預金を除く) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 通知預金 <input type="checkbox"/> 納税準備預金 <input type="checkbox"/> 貯蓄預金 <input type="checkbox"/> 定期預金 <input type="checkbox"/> 別段預金 ・ 定期積金 ・ 掛金 ・ 元本補てん契約のある金銭信託 (貸付信託(ビッグ等)を含む) ・ 金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る) ・ 上記を用いた積立・財形貯蓄商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨預金 ・ 譲渡性預金 ・ 外国銀行の日本支店の預金 ・ オフショア預金 ・ 日本銀行の預金(国庫金を除く) ・ 金融機関の預金 (確定拠出年金の積立金の運用部分を除く) ・ 預金保険機構の預金 ・ 無記名預金 ・ 他人名義預金 ・ 導入預金 ・ 元本補てん契約のない金銭信託 (ヒット等) ・ 金融債(保護預り専用商品以外のもの)